

# 木曾川流域 木と水の循環システム協議会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、「木曾川流域 木と水の循環システム協議会」と称する。

(事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を愛知県小牧市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、木曾川流域の多彩な恵みを共有するものによって構成され、流域文化の概念形成と流域ブランドの価値向上に資する活動を行い、以って消費地と産地とを循環する流域経済の活性化を目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条に記載した目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、木曾川流域（以下、流域という）より産出する木材等、農林水産物のブランド化事業
- 二、消費地と産地の交流・連携を促進する事業
- 三、消費地に対する流域産業の連携したイベント事業
- 四、公共建築物等に対する流域産業資材及び技能等の提案事業
- 五、流域を資源とする素材を活用した新商品等の開発に関する事業
- 六、流域文化に関する調査・研究・発表及び、図書等の販売に関する事業
- 七、他の流域との交流・連携に関する事業
- 八、前各号に付帯又は関連する事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 当会の会員は次の三種とし、当会の目的と活動に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によって会員となったものにより構成される。

- 一、正会員 当会の目的と事業に賛同し、更に当会の目的を達成する為に有効な機能を有する法人等又は有識者。
- 二、賛助会員 当会の目的と事業に賛同し、事業を賛助する法人等又は個人。
- 三、特別会員 当会の運営する事業に対して助言・提案する法人等。但し議決権は有さない。

(会員資格の取得)

第6条 当会の会員になろうとする者は、別途定めるところにより申込を行い、代表理事の承認を受け

なければならない。

(会費等の負担)

第7条 当会の活動により発生する経費に充当する目的で、会員は別途総会の定めるところにより会費を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、別途定める退会届を代表理事に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、以下のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一、 当会の会則又は、その他の規則に違反したとき
- 二、 当会の名誉を棄損又は、当会の目的に反する行為を行ったとき
- 三、 その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条に加え、会員は、以下のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一、 第7条記載の支払義務を3ヶ月以上怠ったとき
- 二、 総会員が同意したとき
- 三、 会員が死亡又は、解散・破産したとき

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員によって構成される。

(権限)

第12条 総会は、以下の事項について決議する。

- 一、 会員の除名
- 二、 理事及び監事の選任又は解任
- 三、 理事及び監事の報酬等の額
- 四、 計算書類等の承認
- 五、 会則の変更
- 六、 解散
- 七、 その他、総会で決議すべき事項として理事会で決議した事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年5月に開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

(召集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出される。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。但し、特別会員を除く。

(決議)

第 17 条 総会における決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、以下の事項は、出席した会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数を以っておこなう。
  - 一 会員の除名
  - 二 監事の解任
  - 三 会則の変更
  - 四 解散

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、議事録を作成する。

- ② 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 当会は、以下の役員をおく。

- 一、 理事 3 名以上、10 名以内とする。
- 二、 監事 2 名以内とする。
- ② 理事のうち、1 名を代表理事とし、1 名を専務理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任される。

- ② 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定される。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し会務を執行する。

- ② 代表理事は、当会を代表し会務を執行する。
- ③ 専務理事は、代表理事を補佐し執行を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の会務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも理事及び会員に対して業務の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時総会の終

結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時総会の結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その会務の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 当会に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、以下の会務を行う。

- 一、 当会の業務執行の決定
- 二、 理事の職務の執行の監督
- 三、 代表理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けた時又は代表理事に事故があるときには、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(会計年度)

第31条 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(会計報告及び決算)

第32条 当会の会計報告及び決算については、毎年度終了後、代表理事が以下の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

- 一、 事業報告
- 二、 貸借対照表
- 三、 損益計算書

② 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第33条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 当会は、総会の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体又は、当会の目的に関連した公益法人に贈与する。

② 前項の規定に関わらず、当会が、発展的に一般社団法人又は一般財団法人へ組織変更を行う場合は、当然に残余財産は変更後の組織に引き継がれるものとする。

## 附則

本会則は、平成25年 月 日より施行する。